

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き（抜粋）</p>	<p>これから（R3年4月1日以降）の取扱</p>
<p>第一号様式（5条申請書） 第三号様式（8条変更認定申請書） 第五号様式（9条変更認定申請書） 第六号様式（10条承認申請書） 取りやめる旨の申出書（14条） 軽微な変更届 完了報告書 維持保全状況等に関する報告書</p>	<p>左記の書式については押印無し</p>
	<p>申請書の訂正については差し替え又は手書きによる一部修正の場合訂正印不要</p>
	<p>図面修正については差し替え</p>
<p>委任状</p>	<p>押印不要</p>

書式はこれまでのものでも可。押印は不要。